

議 案 概 要

〈令和5年第4回定例会〉

向 日 市

議案件数	11件
人事案件	3件
条例案件	4件
補正予算案件	3件
その他案件	1件

議案第77号	公平委員会委員の選任について-----	1
議案第78号	公平委員会委員の選任について-----	1
議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	1
議案第80号	向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について-----	2
議案第81号	向日市手数料条例の一部改正について-----	6
議案第82号	向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について----	8
議案第83号	向日市国民健康保険条例の一部改正について-----	9
議案第84号	令和5年度向日市一般会計補正予算（第5号）-----	10
議案第85号	令和5年度向日市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）-----	11
議案第86号	令和5年度向日市水道事業会計補正予算（第2号）-----	12
議案第87号	字の区域及び名称の変更について-----	13

議案第 77号 公平委員会委員の選任について

〔公平委員会〕

〔提案の趣旨〕

公平委員会委員の山口義治やまぐちよしはる氏の任期が、令和 5 年 12 月 27 日をもって満了するため、引き続き、同氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和 5 年 12 月 28 日から令和 9 年 12 月 27 日まで

議案第 78号 公平委員会委員の選任について

〔公平委員会〕

〔提案の趣旨〕

公平委員会委員の江口藤喜えぐちときお雄氏の任期が、令和 5 年 12 月 18 日をもって満了するため、引き続き、同氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和 5 年 12 月 19 日から令和 9 年 12 月 18 日まで

議案第 79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔固定資産評価審査委員会〕

〔提案の趣旨〕

固定資産評価審査委員会委員の池田祥司いけだしょうじ氏の任期が、令和 5 年 12 月 14 日をもって満了するため、引き続き、同氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで

議案第 80 号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔総務部人事課〕

〔改正の趣旨〕

人事院勧告に準じ、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当並びに市長等の期末手当の額の改定を行うため、「向日市職員の給与に関する条例」、「向日市長及び副市長の給与に関する条例」及び「向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部を改正するとともに、会計年度任用職員に適用される給料表を明確にするため、「向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもの。また、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、追加するもの

〔改正の内容〕

第 1 条関係（向日市職員の給与に関する条例）

(1) 給料表の改定

令和 5 年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

【一般職】

令和 5 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ 0.05 月引き上げるもの

	6 月	12 月	合 計
期末手当	1.20 月	1.25 月	2.45 月
現行	1.20 月	1.20 月	2.40 月
勤勉手当	1.00 月	1.05 月	2.05 月
現行	1.00 月	1.00 月	2.00 月
合 計	2.20 月	2.30 月	4.50 月
現行	2.20 月	2.20 月	4.40 月

【再任用職員】

令和5年12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月引き上げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	0.675月	0.70月	1.375月
現行	0.675月	0.675月	1.35月
勤勉手当	0.475月	0.50月	0.975月
現行	0.475月	0.475月	0.95月
合計	1.15月	1.20月	2.35月
現行	1.15月	1.15月	2.30月

第2条関係（向日市職員の給与に関する条例）

勤勉手当の支給月数の改定

令和6年度以降の6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

【一般職】

	6月	12月	合計
期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月
合計	2.25月	2.25月	4.50月

【再任用職員】

	6月	12月	合計
期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月
勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月
合計	1.175月	1.175月	2.35月

第3条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和5年12月の支給月数を、0.1月引き上げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.65月	1.75月	3.40月
現行	1.65月	1.65月	3.30月

第4条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和6年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合計
5年度	1.65月	1.75月	3.40月
6年度以降	1.70月	1.70月	3.40月

第5条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

(1) 特定任期付職員給料表の改定

令和5年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

(2) 特定任期付職員に係る期末手当の支給月数の改定

令和5年12月の支給月数を、0.05月引き上げるもの

	6月	12月	合計
期末手当	1.65月	1.75月	3.40月
現行	1.65月	1.65月	3.30月

第6条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

特定任期付職員に係る期末手当の支給月数の改定

令和6年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合計
5年度	1.65月	1.75月	3.40月
6年度以降	1.70月	1.70月	3.40月

第7条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

給料表改定の効力発生時期について、規定するもの

第8条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

勤勉手当の規定について、追加するもの

〔施行期日〕

第1条、第3条、第5条及び第7条関係

公布の日（第1条及び第5条については令和5年4月1日から遡及適用、第3条については、令和5年12月1日から遡及適用）

第2条、第4条、第6条及び第8条関係

令和6年4月1日

議案第 8 1 号 向日市手数料条例の一部改正について

〔市民サービス部市民課〕

〔改正の趣旨〕

「戸籍法」の一部改正に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が一部改正されたため、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるなど、所要の改正を行うもの

〔改正の内容〕

- 戸籍・除籍謄抄本に本籍地以外の市町村で発行する証明を追加
- 戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の項目を追加
- 戸籍届書証明書の交付、閲覧に届書等情報の内容の証明書交付、閲覧を追加

手数料を徴収する事務名	現行金額 (円)	改定後金額 (円)
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	4 5 0	改定なし
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	4 0 0
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	7 5 0	改定なし
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	7 0 0

届出又は申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加）	350 （上質紙を用いる場合は1,400）	改定なし
届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）	350	改定なし

〔施行期日〕

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第 8 2 号 向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〔市民サービス部子育て支援課〕

〔改正の趣旨〕

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、認定こども園法の一部が改正（令和 5 年 6 月 1 6 日施行）されたことに伴う項ずれ対応を行うほか、こども家庭庁設置法（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、子ども子育て支援法の一部が改正されたことに伴う項ずれ対応や保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことなど、所要の改正を行うもの

〔改正の内容〕

- (1) 向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、項ずれ対応のほか、主務大臣の変更等を行うもの
- (2) 向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、主務大臣の変更を行うもの

〔施行期日〕 公布の日

議案第 8 3 号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

〔市民サービス部医療保険課〕

〔改正の趣旨〕

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、向日市国民健康保険条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

産前産後期間の保険料免除措置

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る産前産後期間（4 か月間、多胎妊娠の場合は 6 か月間）の所得割保険料及び被保険者均等割保険料を免除するもの

〔施行期日〕 令和 6 年 1 月 1 日

〔参考〕 今回の改正による影響額

産前産後期間保険料免除

令和 5 年度（令和 6 年 1 月～ 3 月分） 対象人数 5 人

保険料免除額 約 67,000 円

議案第 8 4 号 令和 5 年度向日市一般会計補正予算について（第 5 号）

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	2 3, 4 7 1, 3 1 6 千円
補 正 額	1 5 1, 7 2 3 千円
補正後の額	2 3, 6 2 3, 0 3 9 千円

歳出の補正内容

（給与条例等の一部改正等に伴う人件費）

正規職員等	一般管理費等に 4, 186 万円を増額計上
会計年度任用職員	職員人事研修費等に 1, 747 万円を増額計上

（給与条例等の一部改正等に伴う人件費以外）

〔2 款 総務費 1 項 総務管理費 6 目 企画費〕

標準準拠システム移行に伴うデータ移行環境構築に係る費用 592 万円を増額計上

〔2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 4 目 諸費〕

過年度の国庫支出金の精算に伴う返還金 16 万円を増額計上

〔2 款 総務費 2 項 徴税费 2 目 賦課徴収費〕

個人住民税システム等の改修に係る費用 348 万円を増額計上

〔2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費 1 目 戸籍住民基本台帳費〕

戸籍システム等の改修に係る費用 1, 348 万円を増額計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費〕

国民健康保険システムの改修及び保険料免除に係る繰出金 126 万円を増額計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 4 目 障がい福祉費〕

障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に係る費用 132 万円を増額計上

〔4 款 衛生費 3 項 上水道費 1 目 上水道費〕

水道料金減免に係る水道事業会計への繰出金 6,675 万円を増額計上

議案第 85 号 令和 5 年度向日市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

〔市民サービス部医療保険課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額 5,612,843 千円

補正額 2,151 千円

補正後の額 5,614,994 千円

歳出の補正内容

〔1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費〕

国民健康保険システムの改修に係る委託料として 120 万円を増額計上

〔8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 1 目 保険給付費等交付金償還金〕

保険給付費等交付金の額確定に伴う返還金として 95 万円を増額計上

議案第 8 6 号 令和 5 年度向日市水道事業会計補正予算（第 2 号）

〔都市整備部公営企業課〕

収益的収支予算総額

収益的収入及び支出の予定額

（収益的収入）

補正前の額	1, 3 3 3, 7 5 4 千円
補 正 額	7 4 千円
補正後の額	1, 3 3 3, 8 2 8 千円

（収益的支出）

補正前の額	1, 3 1 6, 4 1 3 千円
補 正 額	7 4 千円
補正後の額	1, 3 1 6, 4 8 7 千円

収益的収入の補正内容

〔1 款 事業収益 1 項 営業収益 1 目 給水収益〕

水道料金減免 6,667 万円を減額計上

〔1 款 事業収益 2 項 営業外収益 4 目 他会計補助金〕

水道料金減免に係る一般会計繰入金 6,675 万円を増額計上

収益的支出の補正内容

〔1 款 事業費用 1 項 営業費用 4 目 業務費〕

水道料金減免に係る通知書送付に要する費用 7 万円を増額計上

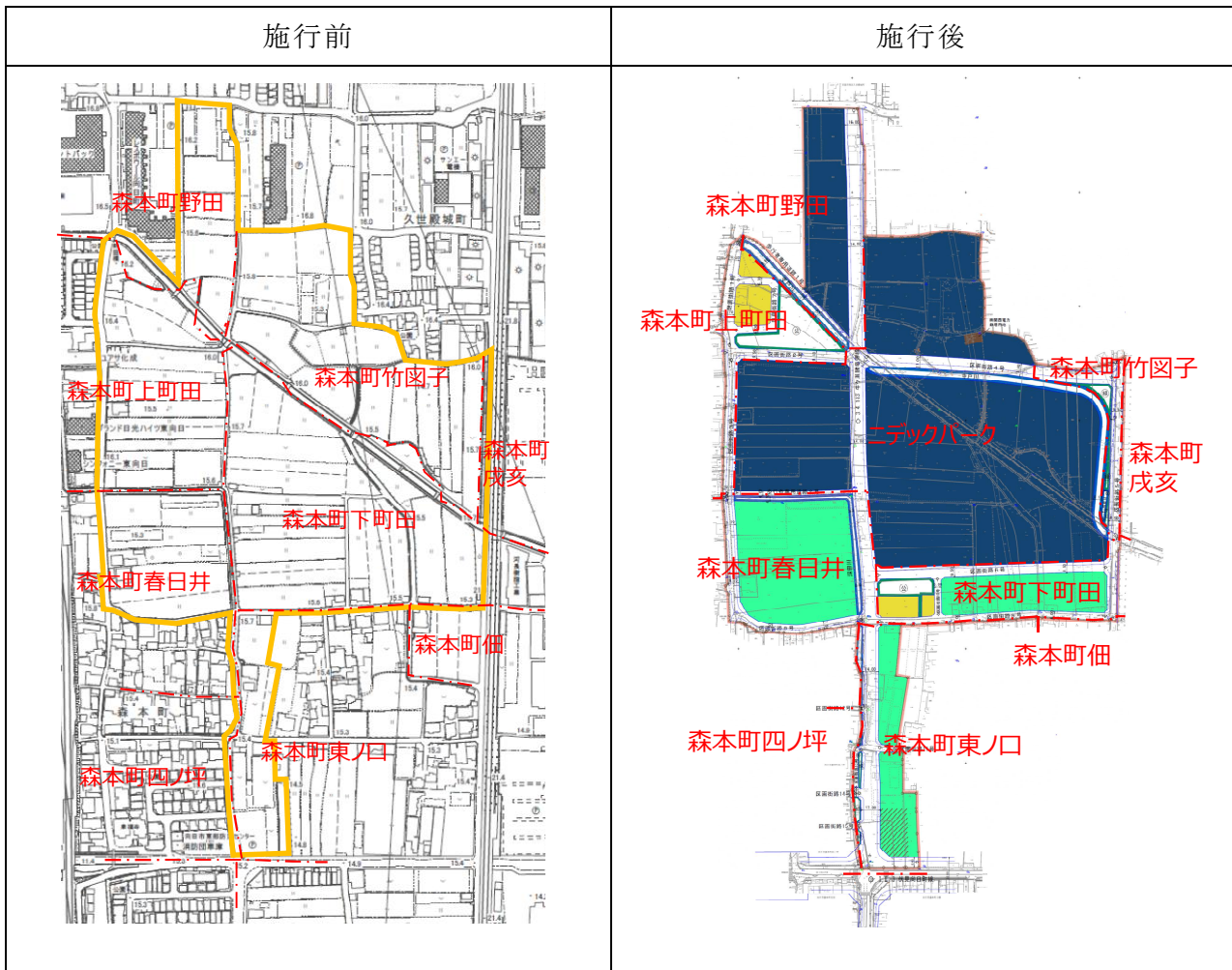
議案第 8 7 号 字の区域及び名称の変更について

〔総務部総務課〕

〔提案の趣旨〕

向日市森本東部地区土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域及び名称の変更をしようとするもの

1 対象となる区域



2 字の区域及び名称の変更について

引き続き本地区に居住される方がおられる地区は、従来の小字を継承
新たな事業活動を開始する地区は、大字名を「ニデックパーク」とする
令和 5 年 1 0 月 4 日、向日市森本東部土地区画整理組合から市長宛要望書提出

3 効力

土地区画整理法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日